

3月1日(土)~7日(金)まで

平成26年 春の火災予防運動

平成25年度全国統一防火標語

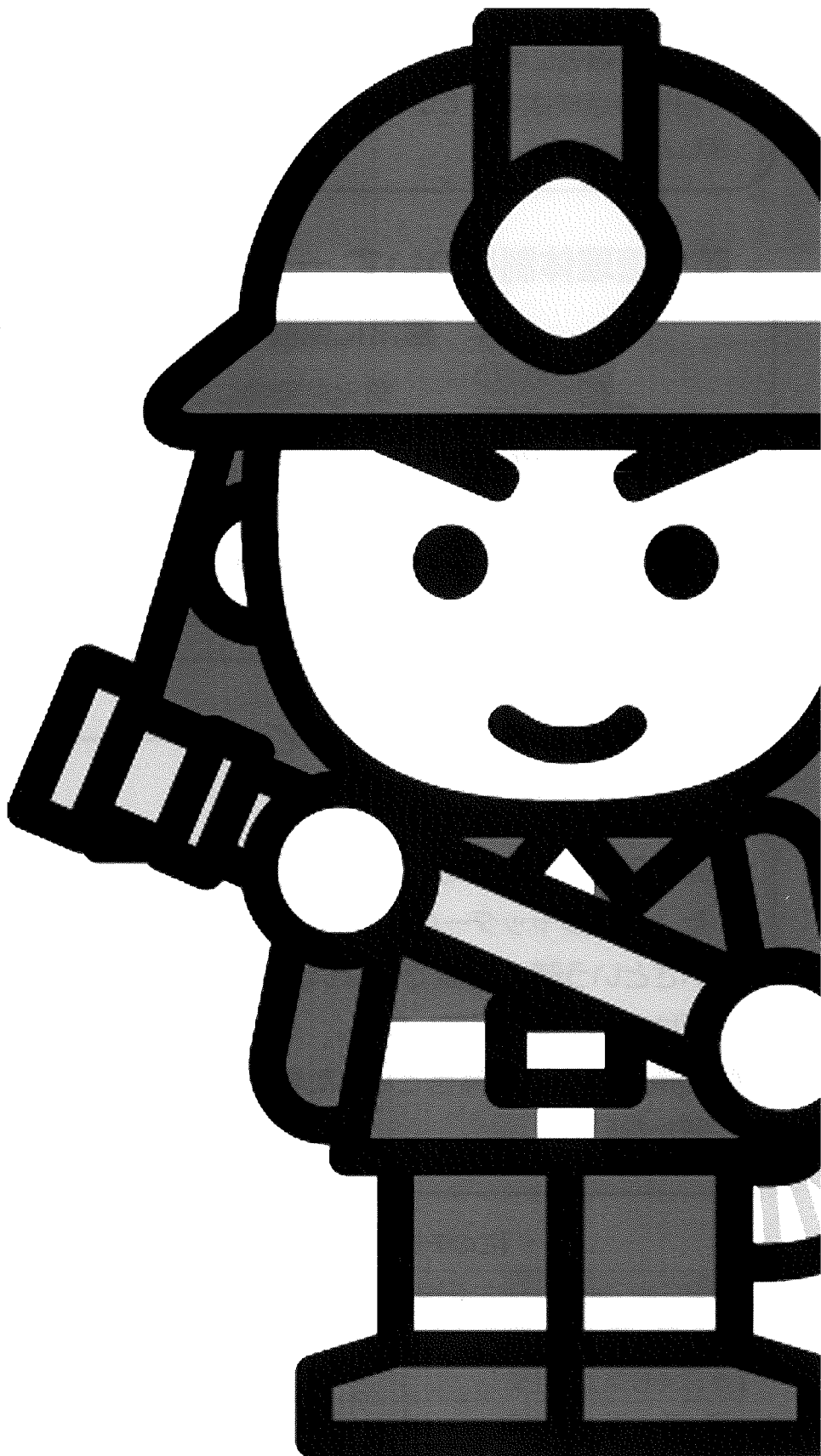
消すまでは 心の警報 ONのまま

消防用設備等の維持管理

適切にできていますか？

その防火管理体制に

不備等はありませんか？



消防用設備等・特殊消防用設備等について

■定期的に点検・維持管理しましょう！

消防用設備等・特殊消防用設備等は、いつ火災が発生しても確実に作動するよう、日頃の定期的な点検が重要です。

消防法では、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・報告だけでなく、整備も含めた維持管理を防火対象物の関係者に義務付けています。

日頃の点検はできていますか？今一度チェックしてみましょう。

機器点検
6ヶ月に1回



総合点検
1年に1回

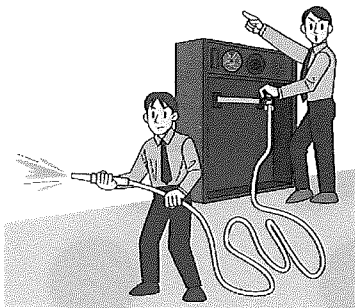


防火管理体制について

■常に見直しましょう、防火管理体制！

防火対象物には、その用途により火災発生危険や逃げ遅れ等の人命危険がそれぞれに存在するため、実態に即した実効的で自主的な防火管理体制を確立することが必要です。

特に不特定多数の利用者等を収容する店舗や施設については、定期的な消防訓練の実施や避難経路の確認をするなど、有事の際に適切に対応できるようにしましょう。



避難施設等の管理について

～火災の拡大を防ぐために～

- 閉鎖障害となるため、防火戸の前に物を置かない。また、防火シャッターの下に棚や物を置かない。
- いざという時、閉鎖できないおそれがあるため、防火戸はくさび等で固定しない。
- 延焼媒体や避難障害となるため、通路や階段等に物を置かない。



【このチラシの内容に関するお問合せは、お近くの消防署まで…】

甲賀広域行政組合消防本部予防課	TEL 63-7932	甲南消防署甲賀分署	TEL 88-7701
水口消防署	TEL 63-1119	信楽消防署	TEL 82-0119
水口消防署土山分署	TEL 67-1199	湖南中央消防署	TEL 72-0119
甲南消防署	TEL 86-3119	湖南中央消防署湖南石部分署	TEL 77-2119

ホームページ : <http://www.koka-koiki.jp/>